

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

- 1 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）から補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を優先的に活用することである。
- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

区分	県内企業	県外企業
(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約を含む)	○県内に本店を有する者 ○法面工事、ガードレール設置等の安全施設設置工事、電気工事及び管工事について、県内企業と同等の企業活動をしている県外企業(「準県内企業」という。) ※準県内企業とは、県内に支店等を有し、以下の工事区分ごとの要件をすべて満たす者とする。 ①法面工事 ・県内事業所における従業員数が15名以上 ・県内事業所における県内在住従業員比率が2／3以上 ・県内事業所における主任技術者数が5名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が100件以上 ただし、設計価格4千万円以上の法面工事については、次の要件をすべて満たす者も準県内企業として取り扱う。 ・県内事業所における従業員数が4名以上15名未満 ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上 ・県内事業所における主任技術者数が2名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が50件以上	左記以外の企業

②設計価格450万円以上の安全施設設置工事

- ・県内事業所における従業員数が4名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上
- ・県内事業所における主任技術者数が2名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が200件以上

③設計価格3億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の電気工事（信号機以外）

- ・県内事業所における従業員数が50名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上
- ・県内事業所における主任技術者数が5名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が100件以上

④設計価格3億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の管工事

- ・県内事業所における従業員数が50名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上
- ・県内事業所における主任技術者数が5名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が100件以上

（注）施工実績は、過去10年間に於いて、
国・地方公共団体等が発注した500万円以上の同種の請負工事を元請として施工したもの

物件、役務 の 調達契約	(2) I Tシステム 等 (下請契約を 含む)	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上（うちSE数が30人以上）の者 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）
	(3) その他物件、 役務の調達	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者 ○誘致企業 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

(入札等による発注を予定している場合)

4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

(県外企業と契約する場合)

5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。

6 補助事業者は、第3項の表(1)の工事請負契約又は(2)のITシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業（以下「元請企業」という。）が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。

7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結するときは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法 ※該当部分に○	条件付一般競争入札 ・ 指名競争入札見積合せ随意契約 ・ 単一随意契約 ・ その他方法
契約予定額 ※概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式 2

県外企業と契約する理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 ※本店の所在地	
契約概要	
契約予定額 ※概算	
理由	

様式 3

下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者 と締結した契約概要	
下請企業名 (材料納入企業名)	
下請企業の住所 (材料納入企業の住 所) ※本店の所在地	
下請 (材料) 金額 ※税込	
理由	

理由書の提出を求める時期について

